



令和 4 年 度

静岡市公営企業会計
決算審査意見書

静岡市監査委員

05静監第777号

令和5年8月28日

静岡市長 難波喬司様

静岡市監査委員 遠藤正方

同 白鳥三和子

同 畑田響

同 後藤哲朗

令和4年度静岡市公営企業会計決算審査意見の提出について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、審査に付された令和4年度静岡市公営企業会計（静岡市簡易水道事業会計、静岡市病院事業会計、静岡市水道事業会計、静岡市下水道事業会計）決算及び附属書類を静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

1	審 査 の 基 準	6
2	審 査 の 種 類	6
3	審 査 の 対 象	6
4	審 査 の 着 眼 点	6
5	審査の主な実施内容	6
6	審査の実施場所及び日程	6
7	審 査 の 結 果	7
8	経 営 成 績	7

決算の概要及び意見

(1)	静岡市簡易水道事業会計	9
	参 考 資 料	27
(2)	静岡市病院事業会計	29
	参 考 資 料	48
(3)	静岡市水道事業会計	49
	参 考 資 料	72
(4)	静岡市下水道事業会計	73
	参 考 資 料	92

※参考資料は、各事業会計における最近5か年の経営指標等の推移である。

令和4年度静岡市公営企業会計決算審査意見

1 審査の基準

この審査は、静岡市監査基準に基づいて実施した。

2 審査の種類

(1) 審査の名称

令和4年度静岡市公営企業会計決算審査

(2) 根拠法令

地方公営企業法第30条第2項

3 審査の対象

令和4年度 静岡市簡易水道事業会計決算

令和4年度 静岡市病院事業会計決算

令和4年度 静岡市水道事業会計決算

令和4年度 静岡市下水道事業会計決算

上記決算に関する証書類、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

4 審査の着眼点

- (1) 決算書類は関係法令に準拠して作成されているか。
- (2) 決算書類の計数は正確か、また、証書類の計数と一致しているか。
- (3) 財務諸表は財政状態及び経営成績を適正に表示しているか。
- (4) 業務の執行状況及び予算の執行状況は適正か。
- (5) 経営成績及び財政状態は良好か。

5 審査の主な実施内容

3に掲げる4つの事業会計決算に関する証書類等について、4に掲げる着眼点に基づき審査した。あわせて、主要な事業について、関係職員からの説明聴取等の方法による審査を実施した。

6 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室及び審査対象部局会議室等

(2) 日程

令和5年6月1日から令和5年8月18日まで

7 審査の結果

(1) 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6までの記載事項のとおり審査した限り、審査に付された簡易水道事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算その他関係書類が、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

一方、病院事業会計においては、賞与引当金及び法定福利費引当金の一部について、本来は当年度負担相当額である4か月分を計上すべきところ、算定誤りにより、12か月分を計上していたため、利益が過少に計上されていたものの、決算その他関係書類は、重要な点において法令に適合していることが認められた。

なお、各事業別の決算概要、意見等については、後述のとおりである。

(2) 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第17条の規定に基づき、令和4年度静岡市病院事業会計予算第9条及び令和4年度静岡市下水道事業会計予算第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費を定めており、職員給与費には報酬も含まれるものである。ところが、議会の議決を経ることなく、病院事業会計では保険料から報酬へ81千円が流用され、また、下水道事業会計では報酬から旅費や備用品費等へ127千円が流用されていた。

両事業会計とも、会計年度任用職員以外の職員に対する報酬についての流用であったが、当該報酬は職員給与費には含まれないものと誤信したとのことであり、認識が不十分であったと言わざるを得ない。今後は制度を正しく理解し、適切に対応されたい。

8 経営成績

各事業会計の経営成績は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	簡易水道事業会計	病院事業会計	水道事業会計	下水道事業会計
総 収 益 (A)	136,621	13,579,330	10,978,960	20,857,923
総 費 用 (B)	130,467	13,010,598	9,282,327	20,039,165
損益 (A) - (B) (C)	6,154	568,731	1,696,633	818,758
(A)のうち収支不足補填のための一般会計補助金 (D)	85,696	1,313,851	—	—
実 質 損 益 (C) - (D)	△79,542	△745,119	1,696,633	818,758

- (注) 1 数値は、次のとおり表示し、又は算出しているため、差額、合計等が一致しない場合がある。
- (1) 文中の金額は原則として万円単位、表中の金額は千円単位で表示し、いずれも単位未満は切り捨てである。
 - (2) 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。ただし、99.95%以上100%未満のものは99.9%とした。
 - (3) 差額等の数値が「0」のもの又は該当数値はあるが単位未満のものは、「0」、「0.0」で表示した。なお、これらが負数の場合は、「△0」、「△0.0」で表示した。
 - (4) 該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なものは、「-」で表示した。
 - (5) 減数又は負数は、「△」で表示した。
 - (6) 比率間の比較は、「ポイント」で表示した。
 - (7) 執行率は予算現額に対する収入済額・支出済額の割合である。
- 2 「第1 業務の執行状況」、「第2 予算の執行状況」については、消費税及び地方消費税を含めて記載した。